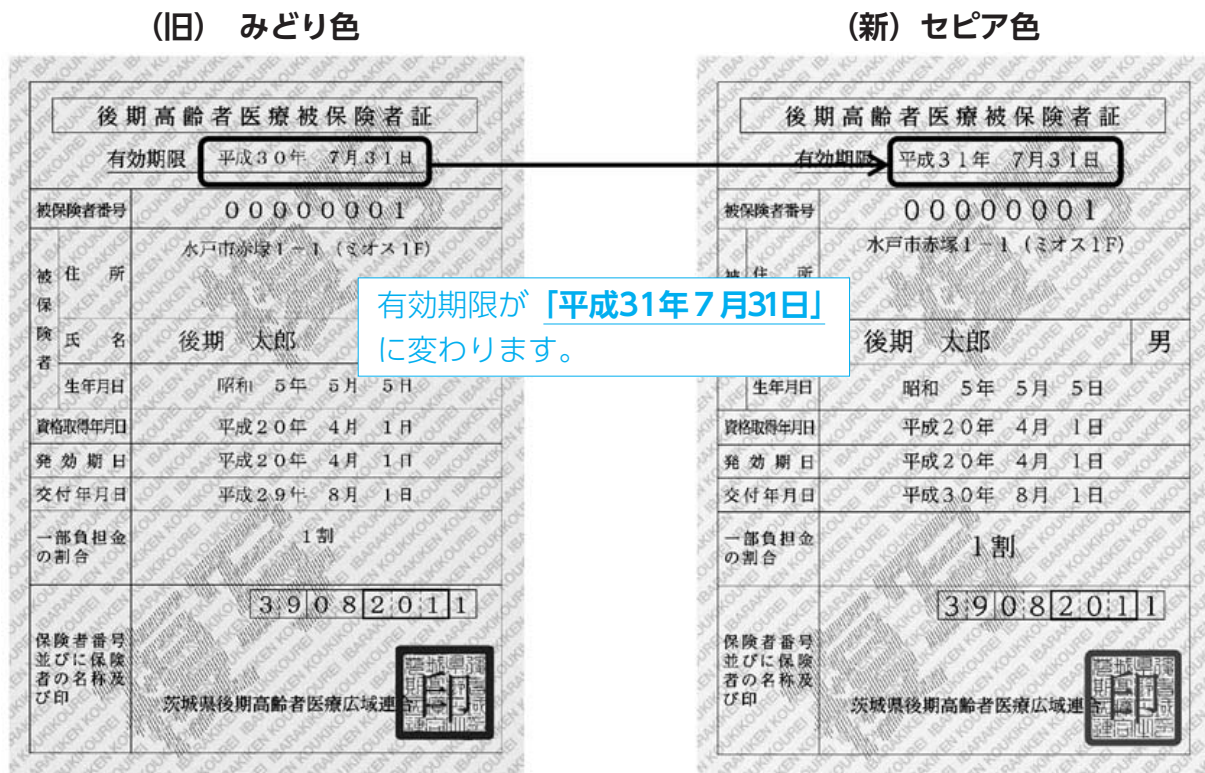


後期高齢者医療

○ 後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新について

平成30年8月1日から被保険者証（保険証）が変わります。現在お持ちの保険証の有効期限は、平成30年7月31日までとなっているため、8月1日からはお使いいただけません。

8月からご利用いただく新しい保険証については、7月中旬以降にお手元に届くよう郵送します。



○ 個人ごとの保険料の決めかた

$$\text{1年間の保険料額 (100円未満切捨て)} = \text{均等割額 39,500円} + \text{所得割額 (賦課のもととなる金額} \times 8.00\%)$$

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除33万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除・配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※保険料額の賦課限度額（上限）は、62万円です。

※年度の途中で後期高齢者医療制度の対象となった方は、資格取得月からの月割で保険料額が計算されます。

○ 保険料の軽減について

【均等割額の軽減】

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	9割
33万円以下の世帯	8.5割
33万円＋「27万5千円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
33万円＋「50万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は120万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

保険からのお知らせ

【その他の軽減】

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません（国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません）。

○ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

平成29年度までに「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがあり、同一世帯の全員が平成30年度住民税非課税の場合は、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」も保険証と一緒に郵送させていただきます。

【問合せ先】

茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213（直通）
茨城県 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）

平成30年8月から自己負担限度額が変わります

平成30年8月から、70歳以上の国民健康保険の方と、後期高齢者医療保険の方の医療費の自己負担限度額（月額）が下表のように変わります。

また、所得区分が「現役並み所得者Ⅰ」および「現役並み所得者Ⅱ」の方（課税所得145万円～689万円の方）は、新たに「限度額適用認定証」の交付の申請が必要になりますので、ご注意ください（「限度額適用認定証」が提示されないと、医療機関での支払額が高額になる場合があります。ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます）。

平成30年7月まで			平成30年8月から		
所得区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	所得区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み	課税所得145万円以上の方	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円(※2)>	現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上の方)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円(※2)>	
			現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上の方)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円(※2)>	
一般	課税所得145万円未満の方(※1)	14,000円(年間上限144,000円)	現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上の方)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円(※2)>	
低所得者Ⅱ 低所得者Ⅰ	住民税非課税の方	8,000円	課税所得145万円未満の方(※1)	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円<多数回44,400円(※2)>
			住民税非課税の方	8,000円	24,600円 15,000円

※1 世帯収入の合計額520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、基礎控除（33万円）後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目からは「多数回」該当となり、限度額が下がります。

【問合せ先】

茨城県 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）